

平成29年度 会派調査研究報告書

(研修先1箇所につき1枚)

会 派 名	日本共産党
事 業 名	第59回自治体学校 in 千葉 ～ 憲法施行70年 共同を広げ地方自治に輝きを ～
事 業 区 分	①研究研修 ②調 査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

毎年、会場を変えて開催される自治体学校は、全国規模の研修会で自治体職員、研究者、地方議員など1,000人を超える参加者があります。日本共産党上田市議員団は、講師による調査研究成果や課題の提起、全国の自治体で取り組まれている豊富な実践例が発表され、学ぶことが多いこの自治体学校に毎年参加しています。

今年の自治体学校は、「憲法施行70年 共同を広げ地方自治に輝きを」をメインスローガンに、千葉県千葉市の青葉の森公園芸術文化ホールと植草学園大学において開催されました。

全体会、分科会などを通して、学んだことを上田市政に提案などを行っていきたいと思います。

2 実施概要

実施日時	主 催	第59回自治体学校実行委員会
平成29年7月22日 全体会 13:00～17:00	会 場	全体会 千葉県千葉市中央区青葉町 977-1
平成29年7月23日 分科会 9:30～16:00		青葉の森公園芸術文化ホール 分科会
平成29年7月24日 全体会 9:30～11:45		千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3 植草学園大学

報 告 内 容	1 実施概要（自治体学校概要及び3日間の日程は次のとおりです。）	
	 	<p>《参加議員》</p> <p>渡辺正博議員 久保田由夫議員 古市順子議員 成瀬 拓議員</p>

2 研修事項について

上記に示したように、この1年間の政治動向の特徴、課題、そこから見えてくる展望について、研究者等から上田市政に役立つものを得ること。

また、全国各地で地域づくりのために実践している内容が紹介されるので、これらを学んで上田市に活かしていくこと。

実施日時

内 容

全体会

平成29年7月22日
13:00~17:00

会 場

千葉県千葉市中央区青葉町 977-1
青葉の森公園芸術文化ホール

1 全体会参加報告

(1) 歓迎行事

歓迎行事は、開催される都市の伝統文化などを鑑賞できるものです。民謡一座「游」 千葉文化振興財団は、「アーティストバンクちば」を設立し、千葉市在住・出身など千葉にゆかりがあり、市内で積極的に活動できるアーティストが登録されています。



市民に広く公開することで、アーティストに活動の機会と市民への熱い芸術と文化を発信しています。民謡一座「游」は、吉野さん（唄）、紺谷さん（津軽三味線）、美波さん（鳴り物）の千葉出身の3人によって結成されたグループです。それぞれの部門で長年にわたり活躍してきた3人が伝統的な民謡をもちろんのこと、他のジャンルのアーティストとの共演など自由な発想で民謡に取り組んでいる注目されているグループです。

(2) 記念シンポジウム

開校あいさつ、地元歓迎あいさつに続いて、初日のメイン行事の記念シンポジウムがありました。「住民参加で輝く自治体を」をテーマに、岡田知弘さん（京都大学院教授）コーディネーターに、渡辺治さん（一橋大学名誉教授）シンポジスト、中山徹さん（奈良女子大学大学院教授）シンポジストによる記念シンポジが行われました。



(渡辺 治さん)

東京都議選での自民大敗は安倍政権に大きな困難をもたらしているものの「安倍首相は改憲を諦めていない」とし、改憲阻止のために「今までにやったことのないような大きな共同を、急いでつくるべきだ」と発言しました。



(中山 徹さん)

安倍政権のもとで、人口減少に対応するためのコンパクト化を理由に、大型開発計画を進めようとする自治体が多いとし、同計画の財源が、福祉など住民向け予算の削減で捻出されていることにふれて市民生活は悪化し、さらなる地域の疲弊につながる」と発言しました。こうした「開発型自治体」の典型が、カジノ・万博誘致のために大規模開発を進めようとしている大阪府・市の「維新政治」だと指摘しました。



(岡田知弘さん)

沖縄県で米軍新基地建設に反対する「オール沖縄」の翁長雄志知事の当選や原発再稼働に反対する野党統一候補・米山隆一新潟県知事の誕生などをあげて「新しい民主主義・地方自治の流れがある」と指摘しました。小さな自治体で、行政と住民が協力して地域づくりを発展させ、人口を維持、増加させている取り組みも紹介しました。

(3) 特別報告

シンポジウムのあとは、特別報告として、「千葉県いすみ市のめざす地域づくり」と題して、市役所職員の石川さんがスライドをつかって紹介されました。



2 まとめ(上田市政に活かせる課題等)

シンポジウムでは、現政権の目玉政策である「地方創生」「国家戦略特区」などの矛盾が解明されました。上田市における「地方創生」事業のあり方をさらに検討していきたいと思えます。また、全国的意義をもつとされた東京都議選の結果をどう受け止めるか。国民(都民)は今の政治に何を求めているのかの解明もされました。基本的人権や恒久平和の理念を明確にしている憲法の今日的意義も実感できました。新自由主義改革や軍事大国化、従来型の大型開発には自治体の未来はないこともわかりました。また、大阪を中心にする大阪都構想、カジノ誘致、公共サービスの民営化の問題点も指摘されました。住民が望んでいない施策ではなく、住民の要望に根差した政策をどう構築するかは、上田市にとっても課題です。

いすみ市からの報告は、「地方創生」に生き残りをかけてこの5年間をどう事業をすすめるかについて、熱い報告がありました。「ここだけのもの」「今だけのもの」「あなだけのもの」など地域の個性に磨きをかける姿勢は大いに参考になりました。

実施日時	内 容	分科会
平成29年7月23日 9:30~16:00	会 場	千葉県千葉市若葉区小倉町1639番3 植草学園大学

次のとおり、各議員がそれぞれの分科会に参加しました。

分科会	テーマ	参加議員名
第1分科会	地域包括ケアの確立に向けて	古市順子議員
第3分科会	防災まちづくりと「減災」を考える	成瀬 拓議員
第4分科会	上水道のコンセッション・ 広域化は住民から「いのちの水」を奪う！	渡辺正博議員
第9分科会	地方創生政策の現段階と自治体の課題	久保田由夫議員

1 分科会参加報告

(1) 第1分科会 テーマ／地域包括ケアの確立に向けて（古市順子議員）



《助言者から話題提供》

助言者：石川 満氏（多摩住民自治研究所）

ア 都道府県の地域医療構想と地域包括ケア

すべての都道府県で2016年度末までに、2025年の必要病床数を推計した地域医療構想が策定された。在宅の医療・介護の受け皿が「地域包括ケア」である。しかし、各市町村では確立していない。予防給付の訪問介護・通

所介護の「地域支援事業」への移行は、2016年度末までに全国の市町村で実施済であるが、従来の報酬単価を切り下げて実施した市町村が多く、地域住民の担い手は育っていない。「地域包括ケア」の国・自治体の責任は明確ではなく、システムづくりも進んでいない。

イ 問題だらけの介護保険法改正（2017年5月）

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が今年5月成立した。関連する医療法、社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法など31の法改正を一括して行うものであり、200本を超える省令に具体的運用を委ねる問題の多いものである。

○自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進

・財政的インセンティブの付与⇒市町村は介護予防・重度化防止のため、重度への認定を渋り、軽度者の介護保険からの「卒業」を求めることが想定される

○介護療養病棟の転換先としての介護医療院（日常的な医学管理や看取り等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設）の創設

・問題は、介護療養病床だけでなく、医療療養病床のうち一定数が、介護医療院

報
告
内
容

<p>報 告 内 容</p>	<p>への転換を検討することとなること。</p> <p>○地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による地域住民と行政等の協働による包括的支援体制づくりの主語の第1に住民が登場し、行政は第2である。各市町村の地域福祉計画は、「自立・自助・共助」を原則としていることが多いが、一層この傾向が進むことになりそうである。 ・相談支援や様々な生活支援について、介護保険制度への一本化への道筋をつけるもの・・・ <p>これまで障害者・児のサービスが税により市町村の責務とされていたが、介護保険原理で提供されることを意味する。</p> <p>○所得の高い層の利用料の負担割合を3割とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2割負担となった利用者は、全利用者約496万人のうち45万人程であり、今回3割負担となる利用者は約12万人と推計される。2割負担の影響調査もされないなかでの実施は問題である。また介護保険制度でもすべての高齢者を2割負担とすることが検討されるだろう。 <p>ウ 自治体と住民は、地域の人々の生活を守るために、社会保障制度改革の中で、どうしたらよいか？</p> <p>① 市町村の責任の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の機能強化と地域包括支援センター拡充【予算・人員】が必要。 ・市町村の地域包括ケア、在宅医療等の担当職員確保 ・介護保障の第一義的な責任は市町村、生活水準や介護保障水準の低下を許さない取り組みが必要 ・住民による地域福祉活動やNPOに対する行政の援助の拡大 <p>② 利用者の介護水準を高めるための関係者や住民の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保障に係る人による、利用者を守るための様々な取り組み【調整会議、医療連携、カンファレンス等】 ・地域の高齢者・障害者等の生活実態を明らかにする調査活動や提言 <p>□各地・団体からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県内での医療と介護の状況等 ～千葉県民主医療機関連合会～ ・2016年埼玉社保協キャラバン 市町村からの回答の特徴～埼玉県社会保障推進協議会～ ・地域医療を守る地域からの共同のとりくみ ～社会保障推進千葉県協議会～ <p>□参加者の発言から</p> <p>大阪府大東市の例（要支援1, 2の人を卒業させ、「元気出ませ体操」を押し付けている。）が注目された。</p>
----------------------------	--

(2) **第3分科会** テーマ／防災まちづくりと「減災」を考える（成瀬 拓議員）



《助言者から話題提供》

助言者：中村 八郎氏

（NPO 法人くらしの安全安心サポーター）

「防災まちづくり」については、国が考えていることと我々が考えているのでは認識がずれているという問題がある。もともと「まちづくり」は、70年代の環境汚染問題のあったころ、都市計画に対抗する言葉として生まれた。

「減災」という言葉は災害の発生を前提として、その被害の最小化を追求すること。「人命が失われることをいかに少なくするか」これが、「減災」の究極の目的と言っている。防災のそもそもの目的は「人命と財産を守ること」。つまり「地域を守る」ということ。生活の基盤である地域社会を守らないと人命と財産を守ることができないというのが、国の審議会の発想で減災とは地域社会で住民の命を守るのは地域の自助・共助でやるのが最も重要なこととしている。

内閣府が出している「減災のてびき」には7つの備えが記載されている。「その2：あなたのお宅やご近所は安全ですか」となっているが、問題があったときにどうするかという話につながっていかない。問題があったら、そういう問題があることを前提として災害時に避難するという話につながってしまっている。「その3：あなたのお宅は地震に耐えられますか」となっているが、どう安全にするかということが、防災対策の基本の考えであるのに、手引きではそういう方向ではない。「住宅の耐震性について知識をもちましょう」「81年以前に建てた住宅は診断をしましょう」で終わっている。これは地域社会でも取り組まなければいけないが、安全にするための支援を行う行政の責任もある重大な問題。減災の手引きの内容は、生活環境の安全化という取り組みが欠けている。

地区防災計画の内容は災害時の応急活動が基本になっており、地域環境が抱えている災害をどうなくしていくかといった内容ではない。

地域防災計画は、国・県の防災計画を基準とする。自治体が多様なコミュニティ「地区防災計画」を受容できるかという課題があり、ボトムアップで行われるべき防災計画がトップダウンの災害活動体系に地区を組み込むものになってしまっているという問題がある。

◎新たな防災まちづくりの展開の方向性として5つのポイント。

- ① 地域の防災関係情報の提供・公表（自治体）
- ② 地域・地区の実態に関する共通理解（コミュニティ）
- ③ 災害危険と発生被害への対応方策を検討（自治体・コミュニティ）
- ④ 防災まちづくり計画の取りまとめ
- ⑤ 計画推進の方法についてのまとめ

□各地・団体からの報告

○報告者：倉田 耕介氏（千葉土建一般労働組合野田支部書記長）

- ・千葉土建は阪神淡路大震災の教訓を生かし、家具の倒壊を事前に防ぎ、住民の安全を確保するために安価でできる備えとして各自治体に対して家具転倒防止器具取付事業の創設を求めてきた。千葉県内で15の自治体で制度化された。
- ・公契約条例が施行されたが、背景には公共工事や公共サービスの民間委託で過当競争・ダンピング受注の矛盾としわよせで負のスパイラルとなっていた。自治労連や全建総連などの粘り強い要請によって実現した。

○報告者：森勢 郁生氏（有限会社森勢まちづくり研究室・自治体嘱託職員）

応急対策を中心とした場合の問題点

- ① 地域の危険要因を排除できない→災害の発生が前提となる
- ② 被害量増加にともない応急対策の負荷が増大→被害を軽減する対策が必要

○報告者：岡西 靖氏

マンションには管理組合と自治会の2つの組織が存在する。マンション防災の推進主体は防災をコミュニティという面で考えれば自治会であり、建物の耐震・防災設備に関する面で考えれば管理組合となる。本来これらは一体的に進めることが重要であり、効果的と思われる。しかし、総務省では管理組合を自治会町内会と同等の扱いをするように自治体に通知している。一方で、国交省は管理組合の役割をハード面に限定する方向。管理組合と自治会が良好な関係のもと、協働して進めることが最善だが、国の方針によって難しくなる懸念がある。

(3) 第4分科会 テーマ／上水道のコンセッション・広域化は住民から「いのちの水」を奪う！（渡辺正博議員）

助言者：近藤 夏樹氏（名古屋水道労働組合）

- ◇「千葉県内水道統合・広域化の検討現状」として、清水明さん（千葉県自治体問題研究所理事）
- ◇「県主導の水道広域化の矛盾—香川県全域広域化—」として、中谷真裕美さん（丸亀市議会議員）から事前のレジュメの提出と当日は発言がありました。

～その後、各地からの報告が続きました～

ア 水道をめぐる情勢「水道法改正」

- ① 国は成長戦略として上下水道事業の民営化を推進し、同時に現在は原則市町村単位である水道事業を、都道府県単位で2～3事業体に経営統合、広域化をいっています。
- ② 平成29年の水道法「改正」は事業の保護育成「広域目的でなければ補助金を出さない。人材育成は「官民連携により民間の力を借りる」から基盤強化が強く押し出さ

れた。

- ③ 今回の法改正の特徴をひと言で言うと「広域化と官民連携はセットですすめ、最後の責任は自治体に持ってもらおう仕組みをつくる」ということ。その背景は、なかなかすすまない広域化、民営化がある。
- ④ すでに始まっている広域化・民営化の事例「○広域化：丸亀市・伊賀市・福知山市・交野市・千葉県等」

コンセッション導入：宮後県・大阪市・奈良市・大津市・浜松市等」報告は、福祉水道からの変質をねらう法改正のねらいを明らかにし、住民のための上下水道事業は責任ある公営で行う義務や目的を考えた住民運動の重要性を提起するものでした。

イ 水道事業の課題

- ① 人口減少社会に伴う水需要減少
 - ・ 40年後に人口 8600 万人水需要 4 割減少
 - ・ 直接料金収入の減少 小規模水道事業者の経営状況の悪化
- ② 老朽化 水道管路の老朽化率上昇
 - ・ 現状の更新率のまま推移するとすべての管路更新に約 130 年
- ③ 耐震化率・耐震適合率低い
- ④ 技術の維持継承
 - ・ 人員削減、団塊世代退職で職員 3 割減
- ⑤ 給水原価 > 供給単価
 - ・ 老朽化・耐震化費用増大・水需要減少 ⇒ 将来急激な水道料金引き上げ

◎上田市の状況

- ① 全国の水道水源の 9 割はダム水源で重い負担になっていますが、上田市の水源は、千曲川、神川、依田川、内村川ダム、地下水や湧水など 29 カ所あり、上水道料金を低く抑えることができている。さらに、真田地域にある湧出量、水質がともに安定し水量も豊富な「つちや」、「滝の入」の湧水が上田市の水源として使えることになり、平成 27 年度から平成 31 年度にかけてこの水源を利用した水道施設の整備を行っている。このことにより、浄水場等の維持管理費が縮減できる見通しです。
- ② 課題は上記の「水道事業の課題」は上田市も同様ですが、国のすすめる広域化民営化の動きでは、簡易水道の統合では、平成 28 年度までにすべての簡易 水道が上田市水道事業として統合しました。また、平成 27 年 10 月から窓口、検針、料金徴収に関する業務を民間委託し「上田市上下水道料金センター」を開設しました。
- ③ 政治は、私たちの飲む水まで「誰かの商売のタネ」にしようとしています。今回の水道法改正を、水道事業を考える機会ととらえて、水道事業の保護育成と再構築の対案を示す必要があります。

(4) **第9分科会** テーマ／地方創生政策の現段階と自治体の課題（久保田由夫議員）



アドバイザー：保母 武彦氏（島根大学名誉教授）
（保母さんの講義は、約90分でした。）

ア 識者のなかでも、「地方創生」と地方再生（または、地域振興）と同一視した間違っ議論があること。また、「地方創生」への批判があるが、これに代わる実践的な対案が弱いのではないかという問題提起でした。

わかりやすく言えば、地域でどのような実践をしてきたか、実践していくかが重要であるということでした。

イ 参加者名簿に、大都市部や都道府県議員などが多かったらしく、比較的地方における住民自治がすすんでいるが、「大都市部ではすすんでいない」これも、問題提起でした。

ウ 結論からいうと「地域政策作りが必要不可欠なのは、住民との合意をどう作るかにかかっている。」「住民の合意形成を図っていくこと」が重要な課題。

エ 地方創生大臣を当時つとめた石破大臣が経済界に語った神髄は「地方創生の取り組みを通じての『統治機能の改編』に他ならない。→これが、「地方創生」の真のねらいがある。と断言された。

オ 地方創生による自治体の淘汰について

- ・地方創生によって自治体を淘汰する手段が「競争」であり、「選択と集中」である。
- ・国の借金を口実にして、＝役立たない＝自治体を選別し淘汰する。これが本音であろう。（河北新報の社説）

カ 集権的な手法は政策、資金、人事まででは

- ・地方版創生総合戦略は、建前は自治体の自主的に作るとされた、しかし、限られた時間の中では、おすすめメニューから選択するしかなかった自治体が多かった。まさに、地方政策への集権的介入・誘導である。
- ・人事に関しては、国は「地方創生人材支援制度」を新設して、常勤職の副市長村長や幹部職員、非常勤の顧問・参与などが配置された。これまでは、補助金による地方政策のコントロールはあったにせよ、人事を通してここまで露骨にしたことは驚きである。2017年度は、あわせて170人位が配置されている。

キ 「選択と集中」の実験場とされた東日本大震災復興事業。震災復興を地方創生のモデルについて

- ・大震災の復興では、国直轄の幹線道路など巨大インフラの整備は優先的に進んだが、住まいとまちの復旧や生業等の復興はおくれた。この遅れが、12万3千人（うち福島県約8万人）もの避難者を残し、帰還希望者を激減させている。その原因は、未曾有の大震災だからやむを得ないのではなく、間違っ復興政策の結果であると指摘している。これは、首都東京大学の山下祐介准教授の引用でもある。
- ・被災地復興のゆがんだ姿は、選択と集中の考え方を貫いた結果そのもの。今起きているのは、震災・原発事故をきっかけとした政治・行政の「暴力」である。「すべて政治と行政で解決できる。技術と予算で解決できるというやり方が地方創生という形に

までエスカレートしている。

ク 震災復興モデルを全国化、地方創生へ

- ・震災復興の前期は「集中復興期間」とされた。2011～2015 年度
- ・後期は、「復興・創生期間」とされ、期間は 2016～2020 年度としている。
- ・安倍内閣にとって、前期 5 年間は、「実験場」だったと指摘。
- ・後期 5 年間は、「地方創生のモデル」として、全国をリードすることに。

ケ 「地方創生」に対置する社会の将来像については、

- ・地方創生の先にある将来像がみえてこない。この将来像の不透明性、目指すべき将来像がないことが地方創生政策の最大の欠点である。
- ・どのようにしたら、人々が将来への希望をもてるか、幸せに暮らしていける社会をつくれるか。この点が重要である。そのためには、目指すべき社会の目標、実現する方法、実践の担い手・主体の検討が必要。

具体例として全国的に注目を集めているのが、島根県隠岐郡の海士町（あまちょう）について、詳しく説明。

コ 少子化を乗り越える地方自治について

- ・地方創生総合戦略は、アベノミクスの行き詰まりを地方創生によって押し切るような方針である。これは、「平成の大合併」よりも悪質な地方制度改革である。
- ・地域づくりは、地方創生のような、大企業中心のモノとカネに支配される社会から、人間の尊厳が守られ、心豊かに、助け合って住み続けられる人間本来の社会に作り替えることにあると強調。

サ 市町村と住民の間の「中二階的自治組織」については

- ・地方創生は、人口減少問題に対処するシステムとして、国に意思決定権限、財政権限を集中し、上意下達の統治体制を狙っている。

これに対して、批判だけでなく、実践的に乗り越えられる対抗軸を提起する必要がある。

- ・ヒントは地方にたくさんある。

シ 足元から築く住民自治について

(具体例として)

- ・集落共同体の自治～高知県大月町
- ・日本一の子育て村構想～島根県邑南町
- ・地域自主組織～島根県雲南市などが紹介されました。

ス 「地方創生」を超えて

◎本分化会のまとめ

日本が直面している「世紀末的混乱と閉塞」の下で、地方創生に対処する対抗軸は何か。それは、住民が主人公となる「重層的な地方自治」を全国津々浦々に育て、住民自治に基礎を置く地方自治で包囲することだ。わかりやすいまとめでした。

	実施日時	内容	全体会
	平成29年7月24日 9:30~11:45	会場	千葉県千葉市中央区青葉町977-1 青葉の森公園芸術文化ホール
報告内容	<p>1 全体会参加報告</p> <p>(1) 特別講演</p> <p>テーマ：社会教育・公民館の役割と地方自治を巡る課題 一地域・自治体に住民の学びの自由と自治の権利を創造しよう一</p> <p>講師：長澤 成次氏（千葉大学 名誉教授）</p>  <p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法施行70年・教育基本法70年 ・憲法普及に果たした公民館の役割 …新憲法の精神を日常生活に具現するための恒久的施設 <p>ア 戦後社会教育法制における社会教育の自由と自治</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権としての教育権・学習権・・・日本国憲法26条 ・1947年教育基本法 社会教育・教育行政の理念 <p>① 第7条【社会教育】「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設利用その他適当な方法によって、教育の目的の実現に努めなければならない。」</p> <p>② 第10条【教育行政】</p> <p>③ 1949年社会教育法における社会教育の自由と権利の構造 (第1条、第3条、第12条)</p> <p>④ ユネスコ学習権宣言（1985年、第4回国際成人教育会議、パリ）</p> <p>イ 社会教育・公民館をめぐる政策動向</p> <p>① 地方創生政策（2014年12月）</p> <p>選択と集中による地方財政措置を通じての自治体公共施設再編・統廃合や地域再編は、今以上に国土の不均衡発展を生み出し、地方創生型まちづくり行政に、自治体社会教育行政が包括されていく危険性が生まれつつある。</p> <p>② 「公的サービスの産業化」と公共施設再編</p> <p>2014年総務省「公共施設等総合管理計画」策定要請 骨太方針2015・・・公的サービスの産業化 骨太方針2016・・・トップランナー方式の導入</p> <p>③ 2014年地方教育行政法改正による、教育委員会への首長部局の権限拡大・・・首長による新教育長の任命、総合教育会議の設置、教育大綱の策定</p>		

- ④ 地域学校協働政策と社会教育主事養成制度の見直し
 - ・中央教育審議会による三つの答申
 - ・社会教育主事養成の見直し
 - ・2017年4月、社会教育法改正、地方教育行政法改正

ウ 今、自治体社会教育をめぐって、何が起きているか。

- ① 公共施設再生計画と社旗教育施設の統廃合 習志野市の事例
- ② さいたま市9条俳句不掲載事件と学習・表現の自由
- ③ 千葉市公民館への指定管理者制度導入問題

エ 地域住民の学習権保障に果たす地域・自治体の課題

- ① 人権としての学ぶ権利を保障する自治体社会教育行政の構築
- ② 多様な住民参加システムの活用（社会教育委員会議・公民館運営審議会・図書館協議会…）と社会教育を考える会など市民による社会教育を学ぶ公共の広場づくり
- ③ 暮らしと生き方を支え、地域の課題と向き合う学びの構築と公民館で憲法学習を！

◎まとめ

公民館に指定管理者制度が導入される事例があるが、これは問題である。社会教育・公民館は行政サービスではなく、人権としての学ぶ権利を保障するものである、講師は強調されました。

2 全体を通してのまとめ（感想）

3日間の研修会では、毎年ですがたくさんの事例が紹介され、真理と正義がどこにあるのか、「基本のキ」を学ぶことができました。

* 研修先の写真等がある場合は添付のこと